



平成24年 2月22日

再苦情申立書

国土交通省東京航空局長

江口 稔一 殿

住所

苦情申立人

「指名停止等措置に係る苦情処理手続き要領（平成19年8月31日付、国空予管第465-2号）」により、下記のとおり、再苦情申立てをします。

記

- 再苦情申立てに係る件名
東京航空交通管制部庁舎改修実施設計
- 再苦情の原因となった事実を知った日
平成24年2月21日
- 再苦情申立ての趣旨
平成24年2月20日（東空経第5090号）における回答に異議がありませんので再苦情申立をします。
- 再苦情申立ての理由
貴局回答理由に「入札の公平性の観点から、当該調査に時間を要したことを理由に履行期限が延長されるものではない」とありますが、入札説明書には何も記載されておらず、また、入札者心得においても明確な記載がされておられません。当然、入札に当たっての条件は、入札説明書及び共通仕様書に記載されているものであるはずですが、貴局の判断のみで延長を認めないのは、一方的過ぎるのではないのでしょうか、また、辞退届を提出したのは、低入札価格調査において設計期間が短くなり、最終ヒアリング時点で履行期限の延長をお願いしたところ、延長はできないとの回答であり、相談をしたところ辞退もあるとのこと、弊社も貴局に迷惑に係るという思いで、辞退届を提出しました。

弊社が申立てている理由は、発注者側、請負者側は同等の立場であり、当然これは、入札説明書に記載されていることをお互いに履行することであり、請負者側は入札説明書が第一の基本だと考えます。

もし、履行期限が延長されないものであれば、入札説明書等に明確にその旨が記載されているものと考えますので、そのことの説明をお願いします。また、弊社として明確な回答が得られない場合は、しかるべき処置を取らせて頂きます。